

建築士

# おおた

秋季号

2015 NO 115



公益社団法人 大分県建築士会

# CONTENTS

|                      |                                        |
|----------------------|----------------------------------------|
| 1. 建築士連合会全国大会大分大会告知  | 全国大会実行委員会 広報・記録部会                      |
| 3. 25年度公益事業の成果       | 別府支部 幸 孝文<br>津久見支部 金只 昌平               |
| 5. 全国女性建築士連絡協議会参加報告  | 女性委員長 久野 悦子                            |
| 8. 全国青年委員長会議参加報告     | 青年委員長 籠田真一郎                            |
| 10. 建築士の集い(佐賀大会)参加報告 | 佐伯支部 河野 功寛                             |
| 11. インフォメーション(支部便り)  | 宇佐支部 渡辺 賢一<br>日田支部 梶原 宏一<br>佐伯支部 井上 一則 |
| 15. マイワーク            | 佐伯支部 井上 一則<br>大分支部 山崎 真司               |
| 16. 我が街の建築士紹介        | 別府支部 今橋 和俊<br>別府支部 堀谷 優<br>佐伯支部 後藤 好信  |
| 18. マイベストブック         | 玖珠支部 穴井 和興<br>宇佐支部 光井 智                |
| 19. マーポーの旅先日記        | 会 長 井上 正文                              |
| 20. 行政だより            | 大分県建築住宅課                               |
| 23. 事務局だより           | 大分県建築士会事務局                             |
| 24. 事業・組織体系図         | 大分県建築士会事務局                             |

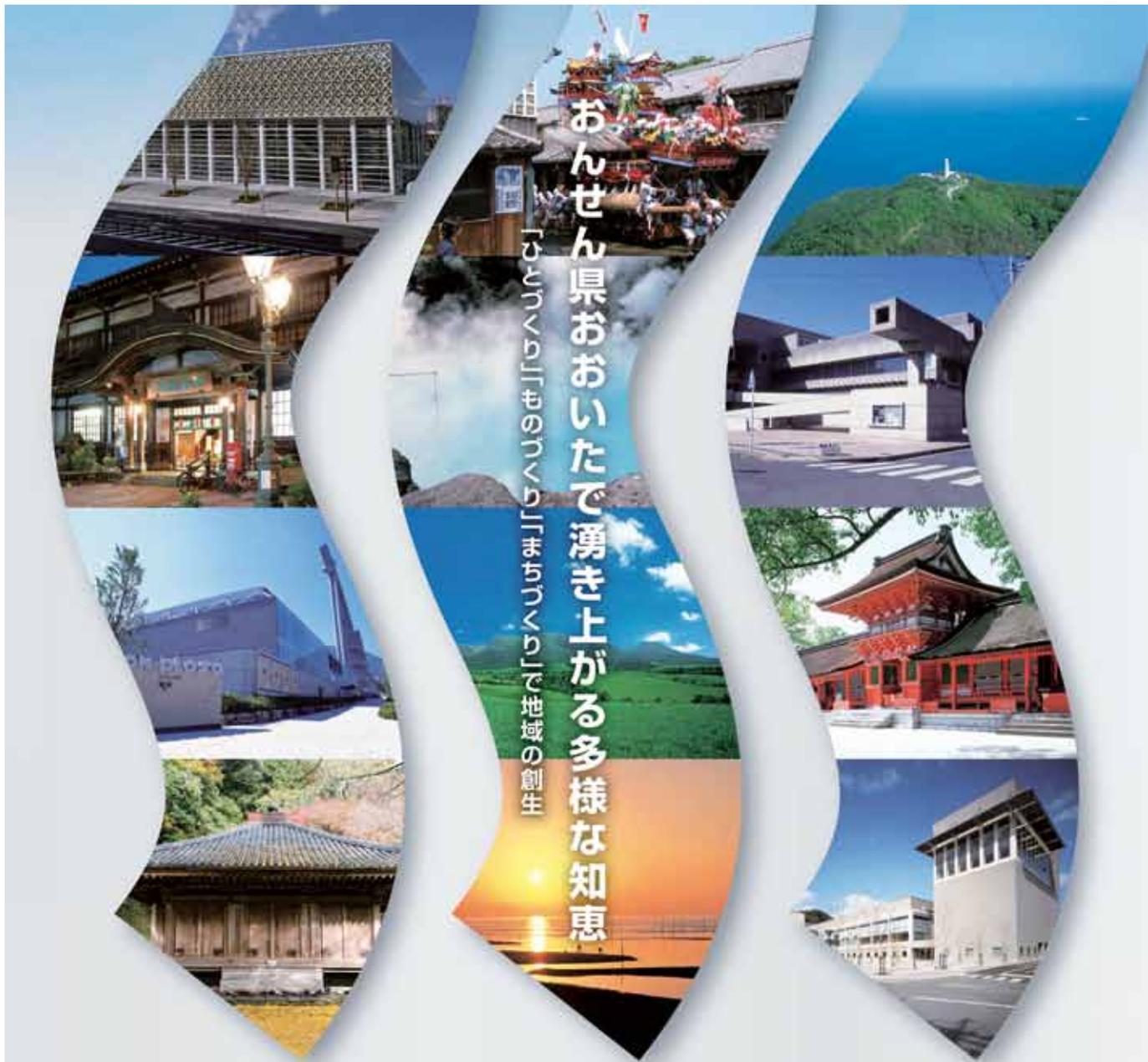


## ■ 表紙説明 ■

表紙のイラスト

別府の路地

別府支部 新山 俊則



「おんせん」「おのり」「おんせん」「おのり」「おんせん」地域の創生

おんせん県おおいたで湧き上がる多様な知恵

第59回

# 建築士会全国大会「大分大会」



●開催日: 2016年 10月22日(土) ●会場: 別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ  
 【主催】公益社団法人 日本建築士会連合会 【共催】建築士会九州ブロック会 【主管】公益社団法人 大分県建築士会



大会事務局 〒870-0045 大分市城崎町1丁目3番31号 富士火災大分ビル3F  
 TEL)097-532-6607 FAX)097-532-6635 URL)http://www.oita-shikai.or.jp E-mail)info@oita-shikai.or.jp



## 主なスケジュール

### ● 10月21日(金) 会場:別府ビーコンプラザ/大分県別府市山の手町12番1号 TEL:0977-26-7111

|                 |             |           |                         |                            |
|-----------------|-------------|-----------|-------------------------|----------------------------|
| ㊤ 記者会見          | 13:30-14:30 | 別府ビーコンプラザ | 小会議室32                  | 日本建築士会連合会                  |
| ㊦ 連合会理事・士会長合同会議 | 15:00-17:00 | #         | 国際会議室                   | #                          |
| 建築フォーラム         | 17:30-21:30 | 別府ビーコンプラザ | コンベンションホール<br>若しくは市内ホテル | 連合会青年委員会・大分県青年委員会          |
| 全国HMネットワーク協議会総会 | 18:00-20:30 | #         | 中会議室                    | 日本建築士会連合会<br>全国HMネットワーク協議会 |

### ● 10月22日(土) 会場:別府ビーコンプラザ/大分県別府市山の手町12番1号 TEL:0977-26-7111

|                     |             |           |               |                   |
|---------------------|-------------|-----------|---------------|-------------------|
| ㊥ 総合受付              | 8:30-15:00  | 別府ビーコンプラザ | メインエントランスホール  |                   |
| ㊨ 交流セッション①          | 9:30-12:30  | #         | レセプションホール     | 青年・女性・まちづくり委員会合同  |
| ㊩ 交流セッション②(BIM)     | 10:00-12:00 | #         | 国際会議室         | 情報・広報委員会          |
| ㊪ リノベーションフォーラム      | 10:00-12:00 | #         | リハーサル室        |                   |
| ㊫ 木造フォーラム           | 10:00-12:00 | #         | 中会議室          |                   |
| ㊬ 第4回ヘリテージマネージャー大会  | 10:00-12:00 | #         | 小会議室31        | 全国HMネットワーク協議会     |
| ㊭ 記念講演会/西太一郎氏・河北秀也氏 | 13:00-14:30 | #         | フィルハーモニアホール   |                   |
| ㊮ 折り紙建築フォーラム        | 13:00-15:00 | #         | 小会議室31        |                   |
| ㊯ 大会式典              | 15:00-17:00 | #         | コンベンションホール    | 日本建築士会連合会・大分県建築士会 |
| ㊰ 大交流会              | 18:00-20:00 | #         | コンベンションホール    |                   |
| ㊱ 情報発信セッションI(ヘリテージ) | 9:30-16:00  | #         | エントランスホールホワイエ |                   |
| ㊲ 情報発信セッションII       | 9:30-16:00  | #         | エントランスホールホワイエ | 日本建築士会連合会         |
| ㊳ 大分うまいもの市          | 9:30-16:00  | #         | 運動広場          |                   |
| ㊴ 企業出店ブース           | 9:30-17:30  | #         | エントランスホール     | 日本建築士会連合会・大分県建築士会 |
| ㊵ 大分県物産展            | 9:30-17:30  | #         | 運動広場          |                   |

### ● タイムテーブル



### ● 10月23日(日) 会場:別府市出発→大分県内各地

- ㊶ エキスカーション 終日



別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ 設計者:磯崎 新



### ● 交通アクセス

- 車** 大分自動車道 別府ICから約10分
- 電車** JR別府駅下車 徒歩約15分
- バス** 別府駅西口から 路線バス約5分  
※別府駅西口3番のりばより、  
亀の井バス行先番号③(隔山団地行き)、  
または、行先番号⑤(スギノイバレス行き)で  
約5分。
- 飛行機** 大分空港から特急バス「エアライナー」で  
約40分 別府北浜下車  
別府北浜からタクシーで約10分
- 船** 別府国際観光港からタクシーで約20分  
※大会当日は別府駅からシャトルバスを運行します。

別府支部 幸 孝文

### 【日出町に残る歴史的建築物写真展】

場 所 大分銀行日出支店  
豊和銀行日出支店  
日出町中公民館

昔から日出藩主お藤元の城下町として発展してきた日出町には、日出藩ゆかりの寺社や藩校、近年復元された櫓など、その歴史を刻んできたすばらしい歴史的な建築物が今も数多く残っています。

別府支部では、それらの建築物をこれからも大切に、後世に伝え、また日出町民や訪れた人たちに広く知ってもらうことを目的として、「日出町に残る歴史的建築物写真展」を平成25年度の別府に引き続き開催しました。

今回の写真展では、平成26年9月18日に国重要文化財に指定された「旧成清家日出別邸（的山荘）」や、日出町指定有形文化財に指定されている「隅櫓（鬼門櫓）」及び「若宮八幡社楼門」、国登録有形文化財に登録されている「梶原家住宅（主屋、土蔵）」、別府支部で保存活動に係わってきた「襟江亭」、古民家の維持管理の指針を示す好一例である「一宮家住宅」を対象に、6件の写真及び解説を展示しました。

多くの方が通りがかりに足を止め、写真や解説をじっくりと観ていただき、大変好評を得られました。

平成27年度は杵築市を対象に展示物の作成・開催をする予定ですが、別府市及び日出町のパネルについても引き続き様々な場所で展示できればと考えています。また、来る全国大会「おおいた大会」での展示も視野に入れて活動を広げていきたいと考えています。



展示会場風景



展示会場風景

### 旧成清家日出別邸 （的山荘）

[DATA]  
場 所：日出町三の丸  
竣工年：大正4（1915）年  
国重要文化財

的山荘は、福岡県みやま市瀬高町出身の成清博愛氏が建てた別邸である。

博愛氏は、明治43（1910）年、馬上山（現杵築市山香町）の経営に着手し、その採掘に成功した。当時、採掘された鉱石の一部を日出港より海上輸送しており、博愛氏の別邸は、単に個人の清遊のためのものではなく、鉱山経営の拠点の機能を兼ねていた。

昭和39（1964）年、的山荘を料亭として開業。以来、城下かれいは全国に広く名が知られ、皇室をはじめ数多くの著名人が的山荘を訪れた。

的山荘は、江戸時代以来の伝統的建築手法を受け継ぐ貴重な近代和風建築で、広大な庭園もまた、別府湾と高崎山・鶴見岳・扇山を見渡す眺望豊かな近代庭園として、貴重な価値を有している。

（参照：日出町教育委員会設置看板）

旧成清家日出別邸（的山荘）の解説

津久見支部長 金只 昌平

### 第1回 建築士会津久見市民講座の報告

開催日：平成27年8月8日 土曜日

10:00~11:30

市民会館会議室

主催：(公社)大分県建築士会津久見支部

共催：津久見市都市建設課

「あなたの住まい大丈夫? 住まいの安全・安心を考える」と題して、一般市民を対象とした講座を開催しました。参加者は約30人でした。

度重なる地震の大きな被害を経験し、建築物の耐震性の重要性は認知されてきましたが、年を経ることにつれ既築の個人住宅において耐震化はおろか、その必要性に対する関心までもが薄れてきたように感じます。

そこで、危惧されている南海トラフ地震に備え、地域防災の為に住宅耐震性向上の重要性を再認識してもらうため開催しました。

講座は3部構成です。



1部 講師：大分大学教授 井上正文様



「あなたの住まい大丈夫? 住まいの安全・安心を考える」では地震のメカニズムと建物への影響、地震に対する考え方、木造建物の限界震度、大分県の地層、室内の地震対策(家具等の固定方法)など興味深く聴く事が出来ました。

また、過去の震災写真を交えた体験談を聴き、耐震診断・耐震改修の重要性も広報活動していかなければと思いました。

2部 講師：津久見市都市建設課

管理建築班 後藤真琴様



「耐震改修等に係る補助金・減税制度、空き家の制度」については、現在津久見市には500戸の空き家、158戸の崩壊危険建物がある状況に驚きました。これからの対応には建築士の役割が重要視されると感じました。

3部 講師：支部会員 田川敦様



「住宅省エネポイント制度」について、対象商品の説明とポイントの計算方法、地域プレミアム商品券と併せての活用方法も教えて頂きました。

今後もこのような講座を通し、建築士として習得した知識や技術を地域へ還元すると共に、建築士の役割と建築士会の認知向上を目指したい。

# 第24回、25回全国女性建築士連絡協議会 報告

・平成26年度 第24回全国女性建築士連絡協議会  
平成27年2月27日（金）28日（土）  
於：東京都 東京機械本社、建築会館ホール  
「未来へつなぐ居住環境づくり」  
～大切にしたい暮らし方～  
（出席者約280名）

・平成27年度 第25回全国女性建築士連絡協議会  
平成27年9月25日（金）26日（土）  
於：東京都 オリンピックセンター  
「未来へつなぐ居住環境づくり」  
～次世代に伝えたい、こと・もの・暮らし～  
（出席者約210名）

## ■第24回全国女性建築士連絡協議会

### ○委員長会議

全国から各県1名の委員長が参加する委員長会議です。

委員長会議では、全国7ブロックごとの各県の女性委員の活動報告がされました。また、連絡協議会の在り方（開催時期や、頻度等）事前アンケートを元に議論がされました。

### ○連絡協議会

委員長会議の後は、連絡協議会の開催です。

全国からたくさんの女性建築士が集まったの1日目は、基調講演や、活動発表がされます。

### ・基調講演

「ネイバーフッドデザイン～東日本大震災から学ぶ  
“よき避難者”を育成する防災減災～」  
HITOTOWA INC 代表取締役 荒 昌史氏

### ・事業報告

在宅要介護高齢者の住まいの在り方に関する調査事業

地域高齢者居住環境アセスメント等モデル事業

### ・活動発表

秋田建築士会「気持ちのいい家をつくろう」

東京建築士会「酒造とまちむすび」

### ・被災地における現状報告と取り組み

「考えよう！明日を担う子供達のためのすまいづくり」

「ふるさと再生と『記憶の中のすまい』」

「岩手県における2011年東北地方太平洋沖地震被害」

「災害に強いまち“浦安”をめざして」

防災に関するテーマが目立ちました。



防災に関するテーマが目立ちました。



委員長会議

福島県建築士会女性委員会では、「考えよう！明日を担う子供達のためのすまいづくり ～放射線遮蔽住宅を考える～」における冊子を作成しています。今後も継続して行われる放射線対策住宅を考える事業の活動費に充てるためと、活動の周知が目的です。このように全国の女性建築士の様々な取り組みを知り、情報交換が出来ることは、とても貴重な機会だと思います。

#### ○分科会

2日目は8つのテーマの分科会が行われました。長年同じテーマで行われている分科会も多く、継続した勉強会として参加出来ます。

(各分科会テーマと報告は第25回協議会報告にて)

1日目の終わり、九州ブロックでの懇親会が行われました。九州ブロック協議会では顔なじみの方々。

ここでも色々な意見交換で盛り上がります。



#### ■第25回全国女性建築士連絡協議会

そして平成27年9月、第25回協議会がオリンピックセンター行われました。前回と半年ほどしか期間があいていないことと、長期連休明けという日程でしたが、約200名の女性建築士が全国から集まりました。

#### ○委員長会議



今回は、各県それぞれの委員長から活動報告がされました。大分からは青年委員との統合予定の報告と、全国大会のPRを行いました。また、この全建女の開催曜日についての議論がされました。平成2年から続く協議会とあって、働く環境や、建築士会の活動への理解に対する変化もあり、女性が参加しやすいのは平日開催よりも休日開催なのでは？との声も多く上がり、今後検討されていくこととなります。

#### ○連絡協議会



#### ・基調講演

「全建女の立ち上げと居住環境づくり」

初代連合会女性委員長 村上 美奈子氏

・パネルディスカッション

「未来の居住環境とくらし方」

第25回目の節目とし、全建女立ち上げ当初の委員長から講演を頂きました。

○分科会

8つの分科会「震災①防災への取組み」「震災②ボランティア活動の報告」「歴史的建造物と建物再生」「素材と環境共生住宅」「景観まちづくり」「子供と住教育」「高齢社会と福祉住宅」「集まって住む」があり、私は前からいつも参加している「集まって住む」に参加しました。



巨大な“集まって住む”場所、多摩ニュータウンにて、「つるまきまちひろば計画」とし、2002年からその商店街に事務所を移してまちづくりの活動を続けている東京建築士会の横山真理さんからの活動報告を元に、まちづくりにおける取り組みや秘訣、苦勞などの意見交換会をグループ討議で行いました。自分が居るまちだから、こんな風になって欲しい!と、どんな苦勞があっても、出来ることを継続して行うということの凄さを感じた分科会でした。

■最後に

全国女性建築士連絡協議会（以下全建女）は、毎年300～400名、多い時で500名の女性建築士が集う協議会です。第24回は冬に行われ、第25回と半年ほどしか期間がありませんでしたが、次回26回からは、これまで通り、夏に開催されます。また、前回、今回の委員長会議では、隔年開催など開催頻度や開催地、開催曜日についての議論がされました。開催頻度はこれまで通り、毎年開催という方針決定がされ、開催地は、近年東京で続けて行われて

いましたが、隔年で東京、地方と交互の開催を目指します。開催曜日についてはなるべくたくさんの女性建築士が参加しやすい曜日にと、今後も検討がされます。

次回第26回は平成28年7月に奈良県に於いて開催されます。全建女は大変勉強になる協議会です。次回は大分からもたくさんの参加者と共に奈良へ行きたい!と思います。

(女性委員長 久野悦子)



# 平成26年度 全国青年委員長会議出席報告

籠田 真一郎

平成27年3月7日から8日にかけて東京都で開催された全国青年委員長会議に出席しました。

会場は、晴海トリトンスクウェア内にある東京都建築士会の会議室で、全国各県の青年委員長ほか参加者は合計で66名でした。

はじめての参加でしたので、幾分緊張しながらの会場入りでしたが、会場に入るとお馴染みの九州ブロックのメンバーがいて、少し緊張が和みました。

会議は『魅力ある未来社会へ』～行動しなければ何も変わらない～というテーマで開催されました。青年委員会の今年度の方針として、『「ありがとう」と言ってもらえる、そんな貢献活動の輪を広げよう』ということを実現していくために「行動していこう」ということを確認することが目的でした。初日は、挨拶、プログラム説明、建築士会の現状説明のあと、7つのグループに分かれワークショップ形式で議論を行いました。

協議①は「改めて見つめ直してみよう～魅力の発掘～」として、建築士会の魅力について協議しました。

席替えをして協議②では「建築士（会）の魅力アップのための具体的方法～魅力をつくる～」として、これまでの成功事例や魅力アップの案について協議しました。

さらに席替えをして協議③では「建築士会の魅力を伝える方法～魅力のアピール～」として魅力を上げていくための組織のあり方などについて協議しました。



初日のグループ協議

約1時間のグループ協議を3回行い、結構疲れましたが、各県の取り組みなどを聞くことができ非常に参考になるワークショップでした。

初日のプログラム終了後、場所を移して懇親会が行われ、全国の青年委員長の皆さんと交流をさせていただきました。

また、懇親会の中で、今年開催される石川の全国大会のPRが行われました。いよいよ大分での全国大会が来年となっていますので、来年のこの会議では大分がPRをしないとイケないということもあって、人ごとではない感じで聞かせていただきました。



懇親会での石川県の全国大会PRの様子

2日目は前日の酔いもそこそこという感じで、参加者のテンションも非常に低い感じでしたが、朝9時からセミナーが開催されました。「魅力的な組織の作り方」というテーマで(株)オールフォアース代表取締役の吉田忍氏を講師として行われました。魅力的な組織をどうやって作っていくかということについて意見交換等も交えながらレクチャーをしていただきました。

その後最後のワークショップは、吉田講師の指導の下、各ブロックに分かれて、目標とマスタープラン（何を・いつまでに・どのように）を決める協議をしました。

九州ブロックで掲げた目標は次の通りです。

2016（H28）年2月の鹿児島パッションに、新規入会者の方に30人参加してもらおう。

九州全体で30人ですので、大分だけで最低4名は新規入会者を鹿児島のパッションに参加してもらえるように様々な取り組みをしていきたいと考えていますので、皆さまご協力をお願いします。

より多くの方に、建築士会の魅力を伝えていき、仲間を増やしていくことによって、これまで以上に楽しく有意義な建築士会となっていくことを期待しています。

特に来年の大分での全国大会を機により多くの会員を増やしていくことをこれから皆さんと取り組んでいきたいと考えています。

全国青年委員長会議の2日間を通して、全国の青年委員長の皆さんと交流させていただいたこと、ワークショップでいろいろと議論させていただいたことは、非常に刺激になり、実りの多いものでした。

今回この会議に参加させていただく機会を与えていただきましたことをこの場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。



九州ブロックでの協議



発表の様子



ワークショップの成果

# 建築士の集い（佐賀大会）参加報告

佐伯支部 河野 功寛

佐伯支部に所属しています河野功寛と申します。6月27日に開催されました九州ブロック建築士の集い佐賀大会の参加報告をします。

当日の朝、佐伯支部の参加者で車を乗り合わせて佐賀へ出発しました。無事現地に到着し、開会式を終えた後に全体会（各県による活動発表）がありました。各県の発表を聞く中で、建築士会という団体が様々な視点から地域の振興に向けて活動を行っていることを知ることができました。大分県は折り紙建築の活動発表を行い、投票の結果惜しくも第2位という結果だったのですが、子どもたちが普段触れているようできちんと触れ合えていない建築というものを繋ぐきっかけになる良い活動であると感じました。

その後分科会ごとに分かれ、私は第3分科会に参加させていただきました。第3分科会は大分県佐伯市の大手前開発に係る市民会議にも関わっていただいた(株)ワークビジョンズの西村浩氏による「佐賀市中心市街地活性化の現場へ」というテーマの講演及び現地見学という内容でした。講演の内容で、今までの日本の時代はずっと右肩上がりでしたが、下がり始めているというか下がっている現在で従来のやり方で上手くいくはずがない。まちを変えるには「発明」が必要と言われており、そのひとつの発明が空地を利用した「わいわいコンテナ」というプロジェクトでした。



遊休地を活用した「わいわい!!コンテナ2」

実際に現地見学をしたのですが、空地を活用する

ことで人の新たな動きが発生し、その周囲に与える環境イメージが向上したことで周囲に新たな創業者が現れてきており、まちが敷地単位ではなくエリアとして活性化していく実例を体感させてもらいました。

また、まち歩きをさせていただいた佐賀のまちには歴史的建物も多く保存されており、ここではただ保存するだけでなく、リノベーションの手法を用いて新たな付加価値を建物に持たせるという今回の佐賀大会のテーマにもあります「温故知新」の新しい形を見学することができました。



リノベーションされた「旧久富家住宅」

従来行われてきた大きな建物を建てて一気にまちをどうにかしようという手法は決して上手くいっていないと言えないものが多く、いかにまちに根付かせて波及させていくか、そのためにはまちに溢れている遊休不動産（空き家、空き店舗、空地等）を上手く活用し、小さなことを積み上げていくことが大事であると改めて痛感しました。

夜の意見交換会は、佐賀の方々のおもてなしの気持ち溢れてすごく楽しいひと時を他地域の士会の方々とは触れ合いながら過ごすことが出来ました。おもてなしの一つとして佐賀の地酒コーナーがあり、その方たちとも仲良くなり、意見交換会終了時には4本の日本酒が荷物として増えていたことにより、次の日の体調不良は言うまでもありません。

初参加でしたが、佐伯支部や他地域の方々に変なお世話になり、非常に楽しい集いを経験させていただき、ありがとうございました。今回の経験を色々な場で活かしていきたいと思えます。



### 建築士のやりがいとは ～高校での職業説明にて～

宇佐支部 渡辺 賢一

県のジョブカフェおおいたさんからの案内で、地元の県立普通科の高等学校より「一年生対象～職業人講演会」の講師依頼がきました。「断れない」のではなく「断らない」のがモットーの宇佐支部は、内容はともあれ会員増強、知名度アップのために受けて立ちました。



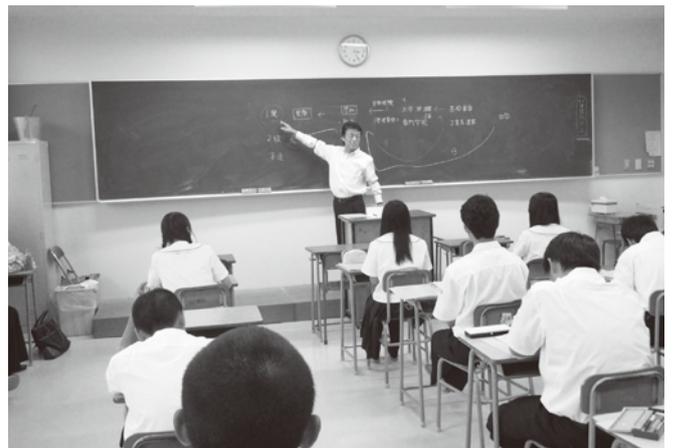
この主旨は「関心のある職について、より深く知ることによって自己の適性やその職の楽しさや苦しさを学ぶ」ことにあります。



クラス（職種）は医療・福祉関係や公務員、エンジニアなど10クラスあり、それぞれ専門の方が講演します。生徒はこれらの中から希望する講義を2クラス（各45分）選び、受講します。

私たち建築士会宇佐支部は、淡々と話すだけでは魅力が伝わらないと考え、折り紙建築をしながら話を聞いてもらうことにしました。支部長をはじめ会員3人で赴き、それぞれ自身のきっかけや経歴、現在の仕事について話をしたり、受験資格について説明しました。

「建築工事は高額な取引です。ひとつ間違えばクライアントも私たちも大きな損害を受けますから、とても慎重になります。人・時間・お金を立体的に構成できないと建築士は務まりません。とても責任の大きな職ではありますが、そればかりではありません。芸術性や遊びごろの要素もたっぷり含まれていて、楽しく、個性を存分に発揮することができます」…等。



果たして彼らの心にどれくらい残ったかわかりませんが、みんな真剣に聞いてくれました。将来について悩み、選択の分岐点に立ったとき、今日の出会いが「気づき」のきっかけになってくれたらいいな、と思っています。



### 夏休み親子折り紙建築& ひたの木材で遊ぼう! 木育授業教室について

日田支部 梶原 宏一

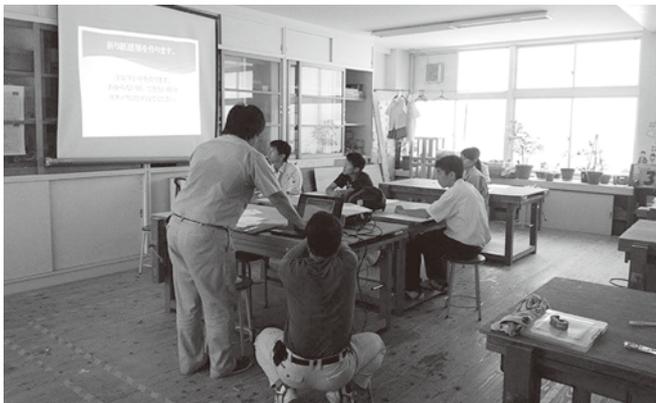
平成27年度、日田支部青年部は夏休みに子供対象のイベントを二つ計画した。一つは各支部でも行われている折り紙建築。もう一つは、新しい試みの木育事業。

折り紙建築は昨年より夏休みに開催し、親子参加を原則とした。夏休みの親子での思い出づくり、又物づくりへの関心興味を示してもらうのが目的。そして昨年よりボランティアスタッフとして日田林工建築科建築クラブの生徒に講師として参加をお願いしている。今年は1～3年生11名に参加してもらった。

以前より「日田林工建築科には沢山の未来の建築家の卵がいるのに交流しないのはもったいない!」との声があり青年部で幾度も会議をし、このような形となった。

7月31日 金曜日

日田林工建築科生徒への事前講習会を開催。当日参加生徒+1名の12名で課題3つを製作した。昨年も参加してくれた生徒もいたため、スムーズにレクチャーは終了した。練習中は課題の事や進路の事などの雑談をしながらの事前講習会となった。



日田林工での事前講習会

8月2日 日曜日

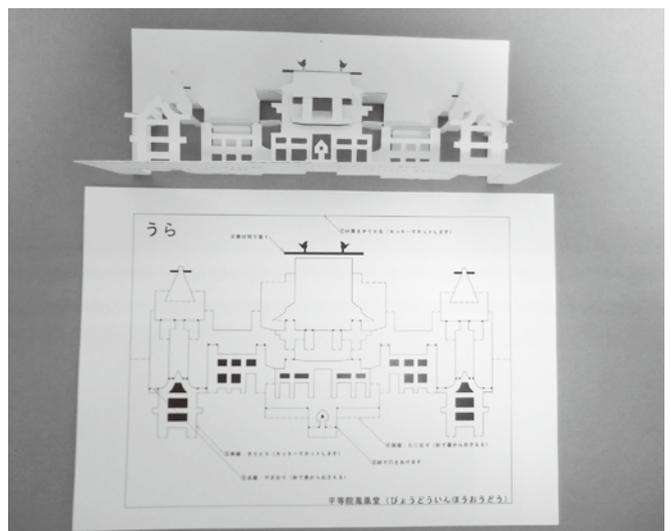
会員は会場のパトリア日田に9時に集合、学生は9時30分に集合。会場設営を経て本番となった。

参加者は子供11名。日田林工の生徒がマンツーマンで指導ができた。今回三つの課題（ピラミッド、国会議事堂、万里の長城）を用意した。最初の課題のピラミッドをパワーポイントで説明しながらみんなで作成。子供たちは高校生にあれこれ聞きながら楽しそうに作業し、高校生は指導する立場に戸惑いながらも楽しそうに作業は進む。

早い子供は3つの課題を時間内にすべて作り終えた。参加してくれた児童にお土産課題の平等院鳳凰堂の課題をプレゼントした。



高校生による指導



お土産の平等院鳳凰堂

夏休みに行うもう一つの事業は初めて行う木育事業。日田に住む子供たちに日田の基幹産業である杉・松に、又モノづくりに興味を示してもらうのが目的。日田の建築士だからこそできる事業は何かないかと考え、今回の形となった。

8月19日 水曜日

朝9時に集合。準備をすませ児童クラブへ向かう。児童30名参加。パソコンを設置し木育授業を開始。針葉樹、広葉樹の違いや、山の木が製品となり木造住宅となる流れなどの内容を説明した。子供達にわかりやすい内容となる配慮をした。



作業に入る子供たち

作業中は終始楽しそうに作業していた。子供たちの笑顔を見る事が出来た事はなによりだった。

この日は新聞社2社、地元ケーブルテレビ、NHKとマスコミの取材を受けた。建築士会のアピールもでき、来年以降も続けて行こうと思った。



木育授業@日田支部青年部Ver

20分程の授業の後、実際に木材に触れてもらう。4cm×4cmに加工した杉、松ブロックを800個ほど用意した。杉、松の違いなど説明しながら各児童に配布する。その他士会で用意したものはフェルトペン、麻紐、リボン、ストロー。そして中央に穴を空けるドリル（穴は士会員が空ける）のみ。

見本として、サイコロ、カレンダー、勉強中プレートを用意したが、何を作るかは個々の自由とした。与えられたもので好きなものを各々の考えで作ってもらう事で、モノづくりの楽しさを体験してもらいたいと考えたからだ。

ひたすら紙やすりで丸くしようと削る子や、絵を描く子など色んな作品が出来た。



ひたすら削る子供達

今年青年部は夏に2つの事業を行った。一部に負担がかかる点など反省点を考慮し、次年度はより良い活動を企画したいと思う。



## トライアングル'94 21年の歩み

佐伯支部トライアングル'94 発足時青年部長 井上 一則

佐伯支部の継続事業のトライアングル'94は、今年で21年を迎えます。

21年間継続して来たという実績と、思い出や経緯を述べさせていただきます。



想えば21年前、佐伯支部内の青年部行事として他支部との交流を持ちたいと言う話が持ち上がり、その相手先を何処にするかとなりました。

様々な支部が候補に上がりましたが、最大の目的である交流の観点から選択しようとなり、条件（本部からの辺境支部、綺麗な一級河川、神武天皇ゆかり繋がり）が似ているお隣の支部を候補に挙げた次第です。



それも越県支部であるほうが、交流の観点からはとても興味が湧き、延岡、四国(宿毛支部)へ声掛けしてみようとなったのが始まりでした。

延岡支部は即OKを頂きましたが、宿毛支部さんに問合せをしてみると「青年部は存在しません」、そして「宿毛は単独支部では受皿的に無理があるので、土佐清水支部と中村支部を加えた幡多ブロックでの対応をしたい」という返事が返ってきましたが、勿論それを受入れそれぞれの支部へご挨拶に行きました。

突然の申し入れにも拘わらず、快く受入れていただき今日があります。その後、これを機会に青年部組織が幡多ブロックにも誕生したという経緯がありました。



勿論皆さんご存知でしょうが、この会の名前の由来は、トライアングル=三支部を結ぶと三角形になるから、'94=1994年に発足したのと9=九州、4=四国を意味します。

あれから21年、私も青年部長、支部役員、副支部長、支部長と歴任してきましたが、思いは21年前の青年のままと何等変わっていません。

ただ、その頃の懸案とされてた各県本部と辺境支部との格差の是正という共通課題も、21年前と何等変わってないような…。

それでも継続は力成りです、この三支部交流を続ける限り、本部への存在圧力にはなっていくと確信しております。

# MY WORK

- ★建物名称 佐伯広域森林組合新本所
- ★建築場所 大分県佐伯市宇目大字南田原
- ★建築主 佐伯広域森林組合
- ★設計者 井上一則／井上一則・空間工房
- ★施工者 株式会社 ヤマト富永工務店
- ★構造・面積 木造二階建て・約576㎡
- ★用途 事務所
- ★設計趣旨

指名プロポーザルでの受注の建物。

組合の本所移転に伴う新築で、国道326号沿いに建つ。構造は木造で、大スパンに対応出来る木質トラス工法を採用した。外壁も杉板横張りとし、二階部はセメント系ボード下地に吹付け仕上げとした。

一階ロビーの丸柱は組合長のたつての希望で、モニュメントとして地元の直見杉を設置して来訪者をお迎えしている。

厳しい工事予算の中で、出来るだけ木材を使えないかとの要望もあり、床材や腰壁等は何とか使用する事ができた。

設計に当たっては、阿蘇市内牧支所、椎葉村庁舎を参考にさせて頂いた。

一階事務室の14mスパンには無柱とし、開放感一杯の執務スペースを実現させた。



- ★建物名称 あべたかこ内科循環器クリニック
- ★建築場所 大分市大字生石145-54
- ★建築主 安部隆子
- ★構造・延床面積 木造平屋建 延床面積：209.80㎡
- ★用途 診療所
- ★設計者 一級建築士事務所  
Yama Design 山崎真司
- ★施工者 株式会社アイビック
- ★設計趣旨

交通量の多い道路からの視認性が良い敷地で、目の前には大型店舗があり、すぐ横には河川が流れています。細長い敷地の奥行一杯を有効活用し、緑地帯には「小川の小道」を設け、河川沿いを歩くと大きな桜並木へ通じています。高齢者の利用も多い為、バリアフリーはもちろん、配色も外観は落ち着いたのあるピンクとし、内部は吹付の壁に木と塗り壁がアクセントとなっています。待合からはデッキを介して緑と河川が見え、ハイサイドライトと間接照明により、中待合は優しい光の空間となっています。



# PERSONAL INFLUENCE パーソナルインフルエンス

個人が他人に及ぼす影響力

## 我が街の建築士紹介

(掲載については順不同です)



- ★生 年 昭和55年2月17日
- ★勤 務 先 株式会社 イマハン
- ★趣 味 読書・婚活
- ★将来の夢、モットー等

別府支部の今橋です。鉄筋工事業の(株)イマハンで役員をしております。

正直申しますと、鉄筋屋が建築士会に入会してどうする…と自問しました。ですが、小なりとはいえ、会社の経営を託される者として、より多くの見識と、より広い結びつきをと思い、入会する決意を致しました。

建築士会に所属されている会員の多くの方は「監理する側」のお仕事の皆様だと思います。その中で「監理される側」の職業である自分は、他の皆様とは違った観点にて、会のさらなる発展に寄与できるよう、これから会の活動をがんばっていきますので、今後ともよろしくお願ひ致します！



今橋 和俊 (別府支部)

- ★生 年 昭和61年9月14日
- ★勤 務 先 別府市役所
- ★趣 味 ディズニーリゾートへ行くこと
- ★将来の夢、モットー等

今年の4月から別府市役所建築住宅課に勤めています。

職場の先輩に建築士会の活動や、全国大会が来年大分で行われるということを聞き、この機会に入会を決めました。

新しい環境で仕事内容も今までと異なり、覚えることが多く大変ですが、上司や先輩に支えていただきながら、日々勉強しています。

今後は資格に恥じない技術者となるよう、さらに努力していきたくと思いますので、よろしくお願ひします。



堀谷 優 (別府支部)

# PERSONAL INFLUENCE パーソナルインフルエンス

個人が他人に及ぼす影響力

## 我が街の建築士紹介

(掲載については順不同です)



- ★生 年 昭和57年10月24日
- ★勤 務 先 佐伯市役所
- ★趣 味 まちづくり、珈琲、サーフィン
- ★将来の夢、モットー等

佐伯市役所に就職して、11年目に突入しました。

最近ではリノベーションされた公務員として公にしかできないこと、自分にしかできないことを模索しつつ毎日を楽しみつつ刺激的に過ごしています。

将来の夢は自分の子供たちがこのまちに帰ってきたいと思えるまちを創っていくことです。あと密かに思っているのは50歳くらいでハンバーガー屋さんになって大好きなハンバーガーで生計を立てたいなあと思っています。

今後も公務員らしくない公務員を目指し頑張っていきたいと思います。今年から建築士会に入会した新入りですが、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。



後藤 好信 (佐伯支部)



# My Best Book



マイベストブック

玖珠支部 穴井 和興

## 「変な読書感想文」

最近読書をした記憶がない。正月休みに単行本を一冊読んだのが最後だ。どうしてこんなに本を読まなくなったんだろう。やはり一番の原因はSNSのせいだろう。インターネットから毎日流れ込んでくるフェイスブックやツイッターの情報に加えペーパーレス社会の一つPDFで書類や図面のやりとりが行われていると、起きている間中パソコンのディスプレイやスマホから目が離せなくなっている。こうなると読書の時間は必然的に取れないということなんだらう。

しかし昭和生まれの活字人間だった私としてはどうしても活字を読まないと落ち着かない気分になる。そこで新聞と週刊誌をさあ〜とでも目を通すようにしている。その週刊誌の中で見つけた建築家「藤森照信氏」が企業PRコラム欄で毎週一ページ寄稿されている。「建築そもそも講義」という大和ハウス工業の提供で載せている文章が面白い。建築史家でもある藤森氏の文章は素人の読者にも理解出来るような用語を使っているが、我々玄人にも中々興味深く読めるのが嬉しい。内容は古代建築史から始まって、家の造りを材料の話から縄文・弥生・古代国家そして時は流れて現代の茅葺屋根や土壁につながる工法や材料の話など読んでいて飽きない。週刊誌だから肩をはらずに気軽に読めるのがまた良い。

週刊新潮の真ん中あたりにありますので興味を持たれた方どうぞ読んでみて下さい。



宇佐支部 光井 智

技術と知識。大工として、私の考える職人にとって最も大切且つ基本となるものがこの二つだと心得ています。

技術とは、師から学びとり経験から培われ、長い年月を経てこそ、目指す高みへと到達し得るものなのです。それに対し、知識とは能動的に学ばなければ得られず、また、時代が移りゆく中で新しいものや変化するものが現れ、常にアンテナを張り更新していかなければならないものだと考えます。

本書は、私がまだ大工見習の時に書店で見つけ、今まで幾度となく手に取り読み返してきた、とても大事な手離せない一冊となっています。では、それほどまでに私を引き付けた本書の魅力とは何か？それは、登場人物の存在でした。

知識書でありながら、登場人物がいることで親しみやすく、そして、読み進める度に成長していく弟子の視点から、木材に関する知識を余すところなく伝え、資料やグラフも分かりやすく、読み終えたときには私も心なしか成長したような錯覚を覚えるほどでした。そうなのです、その魅力的な人物とは、大工の親方と弟子なのです。つまり、当時の私の境遇そのままだったのです。木の成り立ちから性質、異種材との比較、大工だけでなく木造建築に関わる全ての人に、脳内へ刻み込んで欲しい基礎となる知識が詰まっています。

昨今は、木材をただの材料という視点でしか捉えず、木材の曲がりや捻じれを欠点とし、生きた材料である木材の癖、すなわち個性を殺して使用することが当たり前になっています。また、このような環境から木材を扱う技術の継承が滞り、知識をおろそかにする傾向があるように思います。

本書は、技術と知識をより高い位置で、バランスよく身に着ける一助になるはずで。

建築にとって技術と知識は切り離せないものだと今一度認識すべきであり、職人と建築士が互いに尊重しあい、同じ立ち位置で「いいものをつくる」を信念、矜持とし、切磋琢磨できる環境が続くことを願っています。





# マーボの旅先日記<sub>その3</sub>



会長 井上正文

## 辺鄙な場所の国宝建造物巡り（1）

完全制覇間近の国宝建造物巡りですが、公共交通機関で近くまで行けるところも多くありますがそうでないところも相当数あります。また、そんなところへは長時間の徒歩での移動を強いられますし、やむなくタクシー使用で多額の出費を強いられることもあります。また、汗をかきかきの徒歩や途中で雨に見舞われ、ずぶ濡れでの移動もありました。これから数回の旅日記ではそんな印象深いところを選んでご紹介しましょう。まずは、その第1弾です。

京都府綾部市内にある、国宝<光明寺二王門>のことをご紹介しましょう。



国宝<光明寺二王門>

ここは、日本一辺鄙なところにある国宝建造物かもしれません。JR綾部駅（山陰本線）からのバス利用も考えましたが、目的地最寄りのバス停からは徒歩40分との情報を得ていたのでバス利用は無理と判断しました。実際は、綾部駅近くでレンタカーを調達して目的地まで移動しました。レンタカーでの移動でわかったのですが、現地は山の山頂付近でした。ただの40分ではない、かなりの登りでした。徒歩移動を敢行していたら途中で行き倒れていたかもしれません。（笑）

現地につくと、休日というのに人っ子ひとりいません。駐車場には、わたしが乗ってきたレンタカーがぼつんと1台。お目当ての国宝建物自体は、鎌倉

時代創建のがっしりした二王門で、洗練さはないものの、力強さも感じさせる立派な建物でした。案内板には、<府北唯一の国宝建造物>とありました。確かに京都府内には、あまたの国宝建造物が点在していますが、ほとんどが京都市内かその周辺ですから、<府北唯一>はなるほどと思った次第。

綾部といえば<グンゼ>発祥の地です。あのパンストを作っている世界的企業です。写真にある通り、グンゼの研究所も綾部駅近くにあります。<グンゼ>は英語かと思いきや、列記とした日本語で<郡是>なんだそうです。もとの企業名は、<郡是製糸>だったとか。国是（国の方針）という言葉があるように、郡是は郡の方針という意味。<〇〇郡>も最近では単なる町村のくくりの意味しか持たないようですが、昔は<郡>もれっきとした自治体組織だったようで、<国是>と同様に<郡是>という言い方も存在していたようです。グンゼの創始者が郡発展の礎となるべく、地域の農家が養蚕で生産した繭を買い受け、これを糸にする製糸会社をスタートさせたことによるネーミングなんだそうです。まさに郡是として起業したということですね。



グンゼ研究所

こんな風に全国に点在する国宝建造物を巡り歩いていると、意外な情報や興味深い文化・歴史に遭遇することも多々あり、これも国宝建造物巡りの大きな楽しみのひとつなのです。

# 建築行政関連のお知らせ

建築設計業務等に関連した法律等の改正がありました。業務に直接関係する法律が多いのでご留意ください。

大分県建築住宅課 指導審査班  
097-506-4679

## ●建築士法

- 一定規模以上の設計における書面契約の義務化。
- 国交省告示の報酬基準に準拠した契約締結の努力義務化。（平成27年 6月施行）

## ●建築基準法

- 定期報告の報告対象建築物、点検対象設備の見直し。
- 調査資格者を点検対象ごとに明確化。（平成28年6月施行）

## ●省エネ法

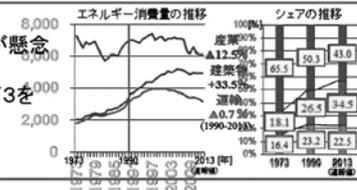
- 一定規模以上の非住宅建築物に対する適合義務化
- 上記の対象建築物における判定制度の導入（平成29年4月施行）

### 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号、7月8日公布） ＜施行予定日：規制措置は公布日から2年以内、誘導措置は1年以内＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

#### 背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
  - 他部門（産業・運輸）が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



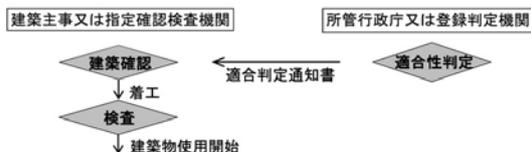
#### 法律の概要

#### ●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令：2000㎡)

#### 省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築等時に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の判定を受ける義務
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令：300㎡) ※特定建築物を除く

#### 届出

- 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務
- ＜省エネ基準に適合しない場合＞
- 必要に応じて所管行政庁が指示・命令

#### 住宅事業建築主\*が新築する一戸建て住宅 \*住宅の建築を業として行う建築主

#### 住宅トップランナー制度

- 住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
- ＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞
- 一定数(政令：年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令

規制措置

#### エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

#### 省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例\*を受けることができる。  
\*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

〔省エネ性能向上のための措置例〕



- 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

## ●建築士法の一部を改正する法律

建築設計関係三団体※による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化(300㎡超)、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等の所要の措置を講ずる。

※ 公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築家協会

### 法改正の必要性

建築物に関する現行の法制度では、設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任が不明確であり、建築紛争の増大・長期化等につながっている。また、建築士なりすまし事案等が発生している。

このため、建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示を充実する必要がある。



### 法案の概要

#### ■書面による契約等による設計等の業の適正化

- ① 延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化。  
【22条の3の3】
- ② 延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止。【24条の3】
- ③ 国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化。  
【22条の3の4】
- ④ 設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化。【24条の9】

#### ■管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ① 管理建築士の責務を下記のとおり明確化。【24条】  
・受託する業務等の選定 ・業務の実施者の選定 ・提携先等の選定 ・事務所の技術者の管理
- ② 建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化。【24条】

#### ■免許証の提示等による情報開示の充実

- ① 建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化。【19条の2】
- ② 建築士免許証の記載事項等(定期講習の受講履歴、顔写真)に変更があった場合の書換え規定の明確化。【5条、10条の2の2】

#### ■建築設備に係る業務の適正化

法律上に「建築設備士」の名称を規定し、建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化。【2条、18条】

#### ■その他改正事項

- ① 建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者等が暴力団員であることを追加。【23条の4】
- ② 建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設。【10条の2】
- ③ 建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務化(3ヶ月以内)。【23条の5】

# ●建築基準法

## 1. 定期報告の対象となる建築物・建築設備等②

### ポイント

- 定期報告の対象となる建築物・建築設備等として、安全上・防火上・衛生上特に重要なものを政令で指定。
- 定期報告の間隔は、引き続き、特定行政庁が定めるものとする予定。

| A. 建築物※1                                                                 | 対象用途 | 対象用途の位置・規模(いずれかに該当するもの)                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場                                                  |      | ①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの<br>③主階が1階にないもの※2 ④地階にあるもの                   |
| 病院、診療所、児童福祉施設等※3、旅館、ホテル、下宿、共同住宅※3又は寄宿舎※3                                 |      | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの                               |
| 学校、体育館(学校に附属するもの)                                                        |      | 指定しない                                                                              |
| 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場               |      | ①3階以上の階にあるもの<br>②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの                                         |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗 |      | ①3階以上の階にあるもの<br>②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの<br>③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの |

※1 該当する用途部分の床面積が100㎡以下のもの 又は 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。  
 ※2 劇場、映画館又は演芸場に限定。 ※3 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(グループホーム、老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に限る。

| B. 建築設備等※ | 対象                                                                                | 例外                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 昇降機       | ○令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)                                    | ・一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター<br>・テーブルタイプの小荷物専用昇降機 |
| 防火設備      | ○上記Aの建築物の防火設備<br>○防火設備の設置が義務づけられている建築物(上記Aの建築物を除く)のうち、病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供するものの防火設備 | ・常時閉鎖式の防火設備<br>・防火ダンパー<br>・外壁開口部の防火設備            |

※ 防火設備として特定行政庁に指定されない場合は、建築物の一部として建築物調査員が調査  
 ※ 防火設備として特定行政庁に指定された場合は、防火設備検査員(防火ダンパーについては建築物設備検査員も)が調査

※ 昇降機・防火設備以外の建築設備等については、特に政令では定めなし。

| C. 準用工作物 | 対象 | ○令第138条第2項各号に掲げる工作物(観光用エレベーター、遊戯施設) |
|----------|----|-------------------------------------|
|----------|----|-------------------------------------|

## 2. 定期調査・検査を行う資格者

### ポイント

【法第12条、法第12条の2、法第12条の3関係】

- 定期調査・検査を行う「資格者」が法律に位置づけられ、国が当該者に対し「資格者証の交付」や「調査等に関して不誠実な行為をしたときなどの資格者証の返納命令」などの監督等を行うこととなった。
- 防火設備について、専門的な知識と技能を有する者(防火設備検査員)が検査を行う仕組みが導入された。

|      | 現行                        | 改正後(案)                                                                                                 | 備考                                                                                                                                     |
|------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物  | 一級建築士・二級建築士               | 一級建築士・二級建築士(変更なし)                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、国土交通省令で新講習の詳細を定める予定。</li> <li>・ 国等の建築物に限って認められていた「2年以上の実務経験者」については、今後は講習の受講が必要。</li> </ul> |
|      | 特殊建築物等<br>調査資格者<br>(無資格者) | 建築基準適合判定資格者<br>登録調査資格者講習(旧講習)の修了者<br>建築物調査員(新講習の受講が必要)<br>建築物調査員(新講習の受講は不要)<br>建築物調査員(新講習の受講が必要)       |                                                                                                                                        |
| 昇降機等 | 一級建築士・二級建築士               | 一級建築士・二級建築士(変更なし)                                                                                      |                                                                                                                                        |
|      | 昇降機<br>検査資格者<br>(無資格者)    | 建築基準適合判定資格者<br>登録昇降機検査資格者講習(旧講習)の修了者<br>昇降機等検査員(新講習の受講が必要)<br>昇降機等検査員(新講習の受講は不要)<br>昇降機等検査員(新講習の受講が必要) |                                                                                                                                        |
| 建築設備 | 一級建築士・二級建築士               | 一級建築士・二級建築士(変更なし)                                                                                      |                                                                                                                                        |
|      | 建築設備<br>検査資格者<br>(無資格者)   | 建築基準適合判定資格者<br>登録建築設備資格者講習の修了者<br>建築設備検査員(新講習の受講が必要)<br>建築設備検査員(新講習の受講は不要)<br>建築設備検査員(新講習の受講が必要)       |                                                                                                                                        |
| 設備火  | (新設)                      | 一級建築士・二級建築士<br>防火設備検査員(新講習の受講が必要)                                                                      |                                                                                                                                        |

※ 旧資格者(旧講習の修了者等、従来、調査・検査資格者であった者をいう。)については、法第12条の2等の規定により、新講習を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者であると認定することを予定。これにより、旧資格者は新講習を受講せずに資格者証の交付を申請することができる。  
 ※ 防火設備に関する事前講習(学歴、資格、実務年数に応じた受講資格を定める予定)を実施予定。当該事前講習を修了した者については、法第12条の3の規定により、新講習を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者であると認定することを予定。これにより、新講習を受講せずに資格者証の交付を申請することができる。  
 ※ 防火設備の点検に関して知識・経験が十分に有している者は、実技等の一部講習を免除することを予定。なお、昇降機・建築設備の一部講習の免除規定についても、現行どおりとすることを予定。 4



## 事務局だより

平成27年度公益社団法人大分県建築士会第2回理事会が平成27年10月8日（木）13:15～14:30 大分市コンパルホールにて開催されました。主な議題と内容は以下の通りです。

### 議案1について

議案1「公益法人の変更認定申請について」

- 公益事業については、平成28年度から「公2-1 構造計算適合性判定の審査等に関する事業」が改正建築基準法の施行（平成27年6月）に伴い廃止されることになるため、「公2-1 安全・安心建築物の普及等に関する事業」と名称を改め、内容についても耐震診断・調査、老朽度・危険度調査、点検等の相談業務、調査業務による安全・安心建築物の普及等を推進することを事業の内容とすること。
- 収益事業については、「収1 昇降機等の定期報告に関する事業」を「収1 建築物・昇降機等の定期報告に関する事業」に改めて、これまでの昇降機等のみならず、建築物等の定期報告についても今後は収益事業の対象とすること。
- その他の事業については、「他1 会員の親睦と福利厚生事業」を新規に創設し、会員の親睦と交流を深める事業を位置づけ、例えば全県的な親睦スポーツ大会等を法人の事業として実施できるようにすること。
- 持続的な公益事業の財政的な裏付けとして、新たな特定費用準備資金（公益目的活動推進費）の創設を行うこと。
- 以上の変更認定申請手続きを今年度中に手続きを進めることとした。

### 議案2について

議案2「平成27年度予算の補正について」

- 全国大会実行委員会を中心に事前準備を進めているところであるが、PRパンフ等の一部出費が発生していることから、九州ブロックの7建築士会から全国大会助成金3,500,000円及び当会の特定予算準備資金（全国大会積立金）の取崩し500,000円の繰入れ、合計4,000,000円を全国大会予算として収入に計上し、同額を全国大会関係予算として支出に計上することにした。

### 議案3について

議案3「青年委員会及び女性委員会の統合について」

- 前回の理事会に引き続き、青年委員会・女性委員会の会員の減少等の状況を踏まえ、青年委員会と女性委員会の発展的な統合規約案が提案され承認された。

### 議案4 その他報告事項等について

- 平成28年度の本部・支部公益事業要望について、会員名簿の作成について、今後の主な行事予定について等事務局から報告された。

事業・組織体系図（変更後）

大分市城崎町1丁目3番31号  
富士火災大分ビル3F

大分県建築士会本部

公一 建築士資格・資質向上・資格情報提供事業

公1-1 建築士試験、登録、専攻建築士認定等に関する事業

- 公1-1(1) 建築士の試験、登録
- 公1-1(2) 専攻建築士の認定
- 公1-1(3) 建築士の閲覧、情報提供

公1-2 建築士の資質の向上に関する事業

- 公1-2(1) 定期講習
- 公1-2(2) 総合研修

公二 安全・安心のまちづくり推進事業

公2-1 安全・安心建築物の普及等に関する事業  
一部廃止、一部変更

- 公2-1(1) 普及・相談事業
- 公2-1(2) 建築構造に関する講習、研修

公2-2 まちづくり及び地域貢献活動事業

- 公2-2(1) まちづくり調査・研究
- 公2-2(2) 地域貢献まちづくり
- 公2-2(3) まちづくり講演会、研修会

公2-3 建築関連情報提供事業

- 公2-3(1) 建築関連情報誌の発行
- 公2-3(2) 建築情報サイト管理運営
- 公2-3(3) 相談業務

収1 建築物・昇降機等の定期報告に関する事業  
一部変更

他1 会員の親睦・福利厚生事業  
新規

高田支部

豊後高田市水取334番地2

国東支部

国東市国東町安国寺718  
くにさき建築士会館

別府支部

別府市幸町8-12 株式会社ユウキ内

大分支部

本部と同所

佐賀関支部

大分市佐賀関4-3341-4 榊セキ土建内

臼杵支部

臼杵市福田中尾下1000番地の1  
みえのブロック内

津久見支部

津久見市上宮本町6-22

佐伯支部

佐伯市池船町19-14

豊後大野支部

豊後大野市三重町市場701-5 ウィリ  
ングリービル

竹田支部

竹田市大字飛田川1618-6

玖珠支部

玖珠郡九重町松木4415-2 藤原工務店  
内

日田支部

日田市田島1丁目18-21 鈴木建築事務所  
内

中津支部

中津市中央町1丁目5-24  
中津建築会館

宇佐支部

宇佐市大字上田931-3  
宇佐建設会館

公2-1 安全・安心建築物の普及等に関する事業

- 公2-1(1) 普及・相談事業
- 公2-1(2) 建築構造に関する講習、研修

公2-2 まちづくり及び地域貢献活動事業

- 公2-2(1) まちづくり調査・研究
- 公2-2(2) 地域貢献まちづくり
- 公2-2(3) まちづくり講演会、研修会

公2-3 建築関連情報提供事業

- 公2-3(1) 建築関連情報誌の発行
- 公2-3(2) 建築情報サイト管理運営
- 公2-3(3) 相談業務

#### 広報委員

担当常務理事 〈大分〉 宮 崎 隆 博  
委員 長 〈大分〉 後 藤 悟 也  
委員 〈大分〉 常 廣 竜 也  
〈津久見〉 濱 野 一 明  
〈日田〉 佐 藤 敏 孝  
〈中津〉 佐 藤 博 昭

#### 編集委員

担当常務理事 〈大分〉 亀 谷 芳 久  
委員 長 〈高田〉 後 藤 憲 二  
委員 〈大分〉 足 立 忠 明  
〈大分〉 岐 部 和 久  
〈大分〉 日 高 雄 介  
〈大分〉 都 瑠 淳 一  
〈別府〉 小 山 秀 輝  
〈国東〉 野 田 忠 博  
〈臼杵〉 佐 藤 暢 彦  
〈津久見〉 山 本 忠 昭  
〈佐伯〉 長 田 孝 治  
〈佐伯〉 疋 田 寛 子  
〈佐賀関〉 井 上 雅 順  
〈豊後大野〉 佐 藤 勤 也  
〈竹田〉 玉 田 智 憲  
〈玖珠〉 白 地 泰 憲  
〈日田〉 伊 藤 照 幸  
〈中津〉 佐 藤 博 昭  
〈宇佐〉 渡 邊 賢 一

建築士大分 2015.10 No. 115

(非売品)

平成 27 年 10 月 27 日 印刷

平成 27 年 10 月 27 日 発行

編集／発行所

公益社団法人

大 分 県 建 築 士 会

〒870-0045

大分市城崎町1-3-31 富士火災大分ビル3F

TEL 097-532-6607

FAX 097-532-6635

印刷所／いづみ印刷株式会社

大分市高江西1丁目4323番25号 TEL (097) 535-8655

# 建築士

# おおいた

| 本・支部名 | 〒                                                                         | 事務局所在地                      | TEL          |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 高田    | 879-0625                                                                  | 豊後高田市水取 334 番地 2            | 0978-22-2216 |
| 国東    | 873-0503                                                                  | 国東市国東町安国寺 718               | 0978-72-2887 |
| 別府    | 874-0907                                                                  | 別府市幸町 8-32 (株)ユウキ内          | 0977-22-1921 |
| 本部・大分 | 870-0045                                                                  | 大分市城崎町 1-3-31 富士火災大分ビル 3F   | 097-532-6607 |
| 佐賀関   | 879-2201                                                                  | 大分市佐賀関 4-3341-4 (株)セキ土建内    | 097-575-1120 |
| 臼杵    | 875-0082                                                                  | 臼杵市稲田中尾下 1000-1 (有)みえのブロック内 | 0972-63-6695 |
| 津久見   | 879-2436                                                                  | 津久見市上宮本町 6-22               | 0972-82-8806 |
| 佐伯    | 876-0833                                                                  | 佐伯市池船町 19-14                | 0972-23-6099 |
| 豊後大野  | 879-7131                                                                  | 豊後大野市三重町大字市場 2 区            | 0974-22-6606 |
| 竹田    | 878-0026                                                                  | 竹田市大字飛田川 1618-6             | 0974-62-3711 |
| 玖珠    | 879-4632                                                                  | 玖珠郡九重町松木 4415-2 藤原工務店内      | 0973-76-3999 |
| 日田    | 877-0025                                                                  | 日田市田島 1-18-21 鈴木建築事務所内      | 0973-24-6022 |
| 中津    | 871-0024                                                                  | 中津市中央町 1-5-24 中津建築会館内       | 0979-24-3597 |
| 宇佐    | 879-0453                                                                  | 宇佐市上田 931-3 宇佐建設会館内         | 0978-33-3395 |
| 本部    | <a href="http://www.oita-shikai.or.jp/">http://www.oita-shikai.or.jp/</a> |                             |              |

会員増強にご協力を！

～会員二人で、一人の入会勧誘を～

▲ 公益社団法人 大分県建築士会